

あぐい

2006 FEBRUARY 2月1日号 毎月1日・15日発行

“大きな茶わんで
顔が隠れてしまいました”



1月22日、観音寺（大字矢高）で「大福茶会」が阿久比風土記の会主催で開催されました。奈良県西大寺で行われている「大茶盛式」を参考に始めてから今年で20回目。参加者は健康と幸せを願いながら巨大茶わんで「濃茶」を回し飲みしていました。

— 主な内容 —

税金の話(申告特集)..... 2 P
まちの話題..... 8 P
阿久比町人事行政の運営等の状況..... 10 P

健康日本21あぐい計画「栄養編」..... 13 P
電子申請・届出システム利用できる手続きを追加... 18 P
お知らせ..... 20 P

阿久比町
マスコットキャラクター



アグビー

税金の話(申告特集)

町県民税の申告が必要な方

平成十八年一月一日現在、町内に住んでいる方で、次の事項に該当する方。

営業、農業などの事業所得や配当、譲渡などの所得のある方で、確定申告の必要がない方。
給与所得者で、勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されなかった方。給与所得以外の少額の方。

所得があった方。平成十七年中に退職し、平成十八年一月一日までに就職していない方。

公的年金などの所得だけの方で、社会保険料控除、生命保険料控除などの控除を受けようとする方。

役場から町県民税の申告用紙が届いた方で、申告の必要がない方は、申告書裏面の「申告の必要がない場合の記載欄」に記入し提出してください。

申告用紙の送付は、昨年の申告

実績などをもとに送付しています。申告書が届かない方や、新たに必要となった方は、役場税務課住民税係へ問い合わせてください。

所得税の確定申告が必要な方

平成十七年中に各種の所得があり次に該当する方は、確定申告をしてください。

事業を営む方、不動産収入のあった方、土地や建物を買った方などで平成十七年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除などの所得控除の合計を超える方。

給与所得者で給与の年収が二十万円を超えた方。二方所以上から給与を受けている方。給与以外所得が二十万円を超えた方。

所得税の申告で税金が戻る方

申告の必要がない方でも、次のような方は、申告をすれば納め過ぎの税金が戻る場合があります。

平成十七年中の所得が少ない方で配当所得、外交員報酬、原稿料などがあった方。

給とおよび年金所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除を受けることができる方。

申告書の提出は郵送でもOK

町県民税、所得税の申告受付期間

町県民税、個人事業税、所得税の申告
相談受付期間

2月16日(木)~ 3月15日(水)

(土曜・日曜を除く)

は、二月十六日(木)から三月十五日(水)までです。(所得税の還付申告書は、二月十六日以前でも提出できます。)

所得税の確定申告書の送付先
〒475 8686

半田市宮路町五〇 五

半田税務署 ☎(21)3141

町県民税申告書の送付先
〒470 2292

阿久比町大字卯坂字殿越五〇

阿久比町役場税務課住民税係

☎(48)1111(内線220・302)

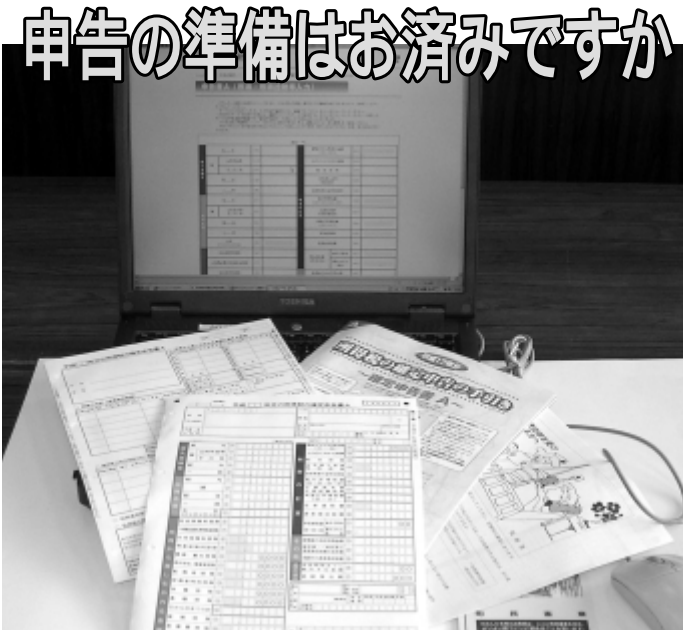
申告の受付方法が変わります

今年の申告から、パソコンを使った申告受付に変わります。担当職員が必要な事項を入力してプリントしますので、内容を確認のうえ署名押印していただくだけで申告できます。

収支内訳書や医療費の集計表は事前に各自で作成してください。職員が作成することはできません。

受付時に、申告する所得や控除の種類、必要書類の確認をさせていただきます。(書類不備の場合、会場で作成していただくか、自宅で作成のうえ申告していただきます。)

各地区(出張申告)での申告受付は、従来どおりの手書き記入で行いますが、収支内訳書や医療費の集計表は、申告される方が事前に作成してください。



申告特集

申告時に必要なもの

申告する方は、次の所得区分などに応じて、必要な書類と印鑑を用意してください。

- ・給与所得や年金、原稿料の収入などがある方
- ・源泉徴収票
- ・報酬明細書
- ・営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
- ・収支内訳書（「農業のお知らせ」により申告する方は、その他の経費の領収書）
- ・配当や一時所得、譲渡所得などのある方
- ・支払明細書や売買契約書などの書類
- ・医療費控除を受ける方
- ・医療費の明細書（集計表）
- ・支払った医療費の領収書
- ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ・社会保険料
- ・生命保険料
- ・損害保険料
- ・各種保険料の払込（控除）証明書
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・住民票の写し
- ・家屋の登記簿謄本など
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・家屋の売買契約書または建築工事請負契約書の写し

控除を受ける方

インターネットで所得税の確定申告ができます

国税庁のホームページで所得税の確定申告書を作成して、添付書類とともに税務署へ提出できます。

ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp

「所得税の確定申告書作成コーナー」

対話形式で入力後、
プリンターで印刷

添付書類と合わせて
税務署へ提出（郵送でもOK）

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。



- ・源泉徴収票（給与所得者の場合）
- ・雑損控除を受ける方
- ・り災証明書
- ・被害資産の内容・状況などが分かるもの
- ・被害資産の取り壊し費用などの明細およびその領収書
- ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ・寄付金控除を受ける方
- ・特定寄付金などの受領書
- ・収支内訳書や医療費の集計表は事前に作成してください。申告会場の職員が作成することはできません。
- ・税金の還付になる方は、申告者本人の振込先の口座番号の分かるものが必要となりますので、忘れずに用意してください。

所得控除用語の解説

・医療費控除

医療費控除として所得から差し引かれる金額は、平成17年中に実際に支払った医療費から保険などで補てんされる額を引いて残った金額から、10万円または合計所得金額の5%のいずれか低い額を差し引いた残りの金額です。

計算式は、次のとおりです。

（支払った医療費 - 保険などで補てんされる額） - 10万円または合計所得金額の5%のいずれか低い金額 = 控除額（ただし、最高額200万円）

・老年者控除

平成16年分限りで廃止されました。（65歳以上の方で寡婦または寡夫に該当する方は寡婦、寡夫控除が受けられます。）

・寡婦、寡夫控除

寡婦とは夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、扶養親族や、平成17年分の総所得金額等が38万円以下の生計を同じにする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）のある方、または夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、平成17年分の合計所得金額が500万円以下の方。

寡夫とは平成17年分の合計所得金額が500万円以下の方のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などの方で、平成17年分の総所得金額等が38万円以下の生計を同じにする子（他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）のある方。

・障害者控除

次のいずれかに該当する方が対象となります。

身体障害者手帳や、厚生労働大臣または知事から障害者である旨の書類などの交付を受けている方。

介護保険制度の要介護認定（1～5）を受けている65歳以上の方で、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方。

・配偶者控除および扶養控除

合計所得金額が38万円以下で、次のいずれかに該当する方が対象となります

生計を同じにする配偶者やその他の親族

都道府県知事から養育を委託された児童

老人福祉法の規定により養護を委託された老人（注）

～のうち、青色事業専従者で給与の支払いを受ける者または白色事業専従者は除きます。

・特定扶養親族

扶養親族のうち、昭和58年1月2日から平成2年1月1日以前に生まれた方（12月31日現在で16歳以上23歳未満の方）をいいます。

・老人控除対象配偶者および老人扶養親族

控除対象配偶者および扶養親族のうち、昭和11年1月1日以前に生まれた方（12月31日現在で70歳以上の方）をいいます。

・配偶者特別控除

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、次のいずれにも該当しない配偶者が対象となります。

他の人の扶養親族とされる場合

青色事業専従者で給与の支払いを受ける場合

白色事業専従者である場合

配偶者が配偶者本人の課税所得の計算上、配偶者特別控除の適用を受けている場合

合計所得金額が38万円以下または76万円以上の場合

配偶者特別控除の額（所得税）

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～399,999円	38万円	600,000円～649,999円	16万円
400,000円～449,999円	36万円	650,000円～699,999円	11万円
450,000円～499,999円	31万円	700,000円～749,999円	6万円
500,000円～549,999円	26万円	750,000円～799,999円	3万円
550,000円～599,999円	21万円		

申告会場

問い合わせ先

町県民税
 役場税務課住民税係
 ☎(48)1111 (内220・302)
 所得税・贈与税・消費税
 半田税務署
 ☎(21)3141

中央公民館本館1階103号室



受付期間
 2月16日(木)~3月15日(水)
 受付時間
 午前9時~午前11時半
 午後1時~午後4時
 土曜日、日曜日と時間外の受け付けはできませんので注意してください。

住吉福祉文化会館



半田税務署では受け付けしません。住吉福祉文化会館へお出かけください。
 開設期間 2月1日(水)~3月15日(水)
 消費税、地方消費税については3月31日(金)まで受け付けを行います。
 土曜日・日曜日と時間外は受け付けできません。ただし、2月19日と2月26日の日曜日は、受け付けを行います。(住吉福祉文化会館のみ)
 開設時間 午前9時~正午
 午後1時~午後4時半
 所得税、贈与税、消費税の受け付けを行います。町県民税の申告は、阿久比町の申告会場をお願いします。
 「営業・その他事業・譲渡所得等」に関する所得税・贈与税・消費税の申告と納税相談は、阿久比町の申告会場では受け付けできません。
 職員による会場での計算確認は行いません。

税理士による無料税務相談所

確定申告の受付期間中に、次のとおり税理士による無料税務相談が受けられます。ぜひご利用ください。
 日時 2月20日(月)・21日(火)
 午前9時半~午前11時半
 午後1時~午後4時
 会場 中央公民館本館103号室(町の申告会場内)

各地区の会場

各地区での受付日時と場所は次のとおりです。
 受付時間は会場により異なりますので、よく確認してお出かけください。

受付月日	地区	受付時間		会場
		午前	午後	
2月21日(火)	棕岡	9時~11時		中部公民館
	大古根		1時30分~3時30分	大古根公民館
2月22日(水)	宮津山田 宮津団地 阿久比団地	9時~11時30分	1時~3時30分	宮津山田集会所
2月23日(木)	横松	9時~11時		横松公民館
	高岡		1時30分~3時30分	高岡老人憩の家
2月24日(金)	草木	9時~11時30分	1時~3時30分	草木公民館
3月2日(木)	宮津	9時~11時		宮津公民館
	板山		1時30分~3時30分	板山公民館
3月3日(金)	福住園高台	9時~11時		福住老人憩の家
	坂部		1時30分~3時30分	坂部公民館
3月6日(月)	萩	9時~11時		萩老人憩の家
	矢口		1時30分~3時30分	矢口公民館
3月7日(火)	植	9時~11時30分	1時~3時30分	植公民館
3月8日(水)	白沢台 日生団地 メイツ巽ヶ丘	9時~11時		白沢区民館
	高根台		1時30分~3時30分	高根台集会所
2月16日(木) ~ 3月15日(水)	阿久比町 全地区	9時~11時30分	1時~4時	中央公民館本館(103号室)

申告特集

申告チェックポイント

1 おもな制度改正の要点

老年者控除が廃止されました。(住民税・所得税)
65歳以上の方で合計所得金額が1,000万円以下の場合に適用された老年者控除の制度は、平成16年分限りで廃止されました。

寡婦、寡夫控除の対象になる方は、寡婦、寡夫控除が受けられます。

65歳以上の方(昭和16年1月1日以前に生まれた方)の公的年金等に関する雑所得の計算方法が変わりました。(住民税・所得税)

受給者の年齢	公的年金の収入金額A	控除額
65歳以上の人	120万円以下	Aの金額
	120万円超330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	A × 25% + 375,000円
	410万円超770万円以下	A × 15% + 785,000円
	770万円超	A × 5% + 1,555,000円

65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が、平成18年度から廃止されます。(住民税)

平成17年1月1日現在、65歳以上であった方については、平成18年度分は3分の1、平成19年度分は3分の2が課税される緩和措置が実施され、平成20年度分からは全額課税となります。

社会保険料控除証明書の添付・提示が義務付けられました。(所得税・住民税)

所得税法などの一部が改正され、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付・提示することが義務付けられました。

生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から昨年の11月上旬に送付されています。

証明内容は昨年1月から9月末日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。10月に初めに保険料を納付した方については、2月上旬に同様の証明書が送付されます。

必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。

問い合わせ先

控除証明書専用ダイヤル ☎0570(00)9911

半田社会保険事務所 ☎(21)2321

露地野菜・花き・果樹などの農業所得標準が平成16年分から廃止されました。(所得税・住民税)

平成17年中に露地野菜・花き・果樹などの農業所得を得た方は、収入金額や必要経費を記録して、収支計算により申告する必要があります。

露地野菜などとあわせて水稻の作付けを行っている方も、すべての作目について収支計算を行う必要があります。(露地野菜などの作付けがある旨申告された方には、「農業のお知らせ」は送付しません。水稻のみ作付けされた方には、「農業のお知らせ」を2月上旬に送付します。)

収支計算について分からないことは、半田税務署(個人課税部門)☎(21)2141へ問い合わせてください。

2 定率減税が一部縮減して実施されます。

平成17年分の所得税については、平成16年分同様実施されます。

平成18年分の所得税、平成18年度町県民税から縮減して実施されます。

控除率など

区分	平成17年分所得税		平成18年分所得税 平成18年度個人住民税	
	控除率	上限	控除率	上限
所得税	20%	25万円	10%	12.5万円
個人住民税			7.5%	2万円

給与所得がある方

「扶養控除等(異動)申告書」を提出している給与所得者については、その給与の支払者のもとで年末調整により控除されます。

なお、次に該当する方は、確定申告によって精算することになります。

給与の収入金額が2,000万円を超える方

給与の支払いを2カ所以上から受けている方で、年末調整を受けない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

年の途中で退職した方で、年末調整を受けなかった方

労働した時間や日によって給与を受ける方(丙欄適用者)

給与所得以外の所得があるため、確定申告の必要がある方

公的年金等を受けている方

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している公的年金等の受給者については、その公的年金等の支払者のもとで控除されますが、最終的な定率減税額の精算は、確定申告によって受けることとなります。

事業所得や不動産所得などがある方

事業所得や不動産所得がある方は、予定納税第1期(8月)分から控除され、控除しきれない部分については、第2期(11月)分から控除されます。予定納税のない方は、確定申告により定率減税の適用を受けることとなります。

3 納税には、口座振替の利用を

所得税や消費税の納税には、安全で便利な振替納税を利用してください。

振替納税は、あなたの預貯金口座(銀行、農協、郵便局など)から、口座振替により、納税することができるものです。

あなたの預貯金口座から、決められた納期限に自動的に引き落とされます。

納付のため、現金を用意したり、金融機関に出かけて納税する必要はありません。

うっかり納税を忘れて、延滞金を払うこともありません。

手続は簡単です。「預貯金口座振替依頼書」に必要な事項を記入して、税務署か、ご利用の金融機関に提出するだけです。

(確定申告の期間中は、役場の申告会場でも提出できます。)

申告特集

所得と収入は違います

所得は、個人の一年間の「収入」からその収入を得るために使った「必要経費」を引いて「所得」を計算します。

所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
1	利子所得	公社債や預貯金の利子などによる所得 収入金額 = 利子所得の金額
2	配当所得	株式の配当や証券投資信託の収益分配などによる所得 収入金額 - 株式などの元本を取得するために要した負債の利子 = 配当所得の金額
3	不動産所得	土地や建物などの不動産の貸付けによる所得 収入金額 - 必要経費 = 不動産所得の金額
4	事業所得	農業、商工業などの事業から生ずる所得 収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額
5	給与所得	給料、賞与などによる所得 収入金額 - 給与所得控除額または特定支出金額 = 給与所得の金額
6	退職所得	退職により一時に受ける給与などによる所得 (収入金額 - 退職所得控除額) × 1 / 2 = 退職所得の金額
7	山林所得	山林の伐採または譲渡による所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 山林所得の金額
8	譲渡所得	土地や建物その他の財産の譲渡による所得 収入金額 - 資産の取得費 - 資産の譲渡費用 - 特別控除額 = 譲渡所得の金額
9	一時所得	生命保険による一時金、損害保険による満期返戻金、賞金や懸賞当せん金などの所得 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 = 一時所得の金額
10	雑所得	公的年金や原稿料、出演料、生命保険年金など上記の1～9にあてはまらない所得 次のとの合計額 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額を除く雑所得の収入金額 - 必要経費

申告の際に

よくある質問

次のような費用は医療費控除の対象になりません

- 医師などに対する謝礼
- 健康診断や美容整形の費用
- 疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- 親族に支払う療養上の世話の費用
- 治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のためのメガネや補聴器などの購入費
- 通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰るための交通費

町県民税と所得税

町県民税（住民税）は阿久比町と愛知県に納める地方税で、町が税額を計算して法人や個人に通知し税金を徴収します。（平成18年度の住民税所得割の税額は、平成17年中の所得金額が基準となります）

所得税は国税で、一年間の所得に対して、法人や個人が自ら税額を計算して、申告した税額を納付します。

サラリーマンの場合、町県民税は毎月の給料から、所得税は毎月の給料とボーナスから源泉徴収されています。

申告

（平成17年中の所得）

↓
計算

地方税

国税

町県民税

（平成18年度）

所得税

（平成17年分）

安全で住みよい

まちづくり

ニュース

防災交通課 (内208)

防災への意識改革 31

室内に潜む危険性

突然の地震に襲われて、自分や家族がけがをしたら、どうなるでしょう。

けがを負うと、その後の避難行動や地域の一員としての役割(相互の助け合い)などすべてに支障が生じます。けがの有無の多くは、揺れ始め三秒間の行動で決まると言われています。皆さんの家庭内(室内)を見渡して、潜む危険性を考えてみましょう。

家庭内ではけがをしないための予防策は
家具の固定
家具のレイアウト(配置)
家族全員の行動ルール
です。

家具の固定とレイアウト(配置)
地震が就寝中に発生することも考え、暗闇の中を想定します。室内にあるすべての家具が固定され、ガラ

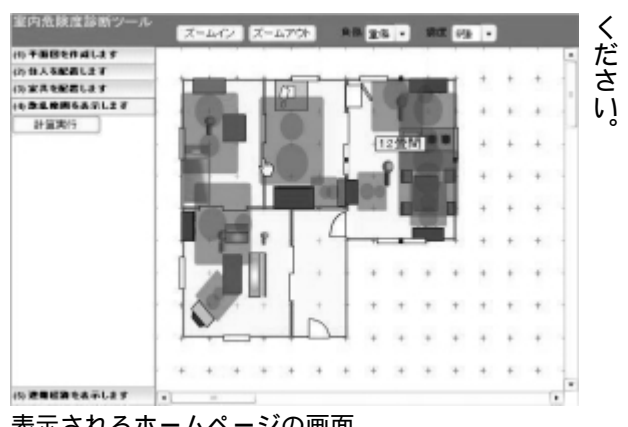
スにも飛散防止フィルムが張られているのが理想です。固定できない家具がある場合は、どの向きにどの位置まで転倒するか(被害に遭うか)を考えます。もしその位置で就寝している場合は、家具の配置を変えるか、就寝位置を変えます。家族全員が部屋の中で、どこが危険でどこが安全かを認識することが大切です。
室内に必ず一カ所は安全な場所(ゼロリスク空間)を作ってください。避難経路の確保も大切です。家具が倒れてもドアが開く配置をしてください。
阪神淡路大震災の検証から、寝室と子ども部屋の家具転倒率が、居間などの部屋より高くなっていますが、このことは、部屋の広さ(床面積)に対して、家具の数が多すぎる傾向になりやすいためと考えられます。
家族全員の行動ルール
揺れに気づいたら、すぐに安全な場所(ゼロリスク空間)に逃げ込みます。
揺れている時は、むやみに動かな

いことです。お互いに声を掛け合い、安全な場所にいることを確認し、無理な行動は控えましょう。
子どもや高齢者にも「室内の安全な場所」を覚えておくことが大切です。

室内の危険度を診断

どれくらいの揺れで、室内の家具がどのように転倒するか、どの場所が安全かを予測し診断するホームページが公開されています。
<http://www.hitachi.to.co.jp/products/sindan/system.html>を入力後

「室内危険度診断システムの起動」を開いて危険度を診断してみてください。



表示されるホームページの画面



町長室へ報告に訪れた各団体の代表の皆さん

防犯パトロールの実績認められる

一月十一日、半田市雁宿ホールで半田警察署感謝状贈呈式が行われました。

贈呈式では各地区で防犯パトロールを実施している次の四団体の代表に感謝状が手渡されました。
宮津山田自治会防犯パトロール隊
草木自主パトロール隊
福住防犯パトロール隊
植区防犯パトロール隊
一月十七日、町長へ報告に訪ね地域の皆さんのために行っている活動が認められて大変うれしい。地区のためにパトロールを続けます」と皆さん口をそろえて、力強く今後の抱負を語っていました。

～まちの話題～

力強く書き初め

第十一回阿久比町書初め大会が一月五日、ふれあいの森体育室で開かれ、町内外の幼児から大人まで百五十人が書き初めに挑戦しました。年齢別部門ごとに課題が決められ、今年の干支の「いぬ」や「つよい心」、「明るい未来」などの語句を参加者は力強く書きあげていました。



真剣に書き初めに挑戦する子どもたち



書き終えて一息する子どもたち

入賞者は次の皆さんです。(敬称略)

- 町長賞 新海みのり(南部小5)
- 特選 舟橋ゆな(東部保育園) 新海里(南部小2) 木股優里(草木小3) 山田鈴乃(藤江小4) 加藤大貴(加木屋小5) 杉浦智大(成岩小6) 岡部友梨枝(阿久比中3) 秀作 山田大誠(藤江小1) 山内慶洋(南部小2) 成田妃萌香(東部小3) 阿知波遼(南部小4) 山内優綺(南部小5) 前川大地(草木小6) 高橋芙蓉(阿久比中2)

火の用心

一月八日、阿久比町消防出初め式が役場北駐車場で行われました。半田消防署阿久比支署職員、町消防団、赤十字奉仕団、英比小少年消防クラブ、ほくぶ幼稚園児などが参加し、来賓や見学者の見守る中、観閲や分列行進を行いました。



消火訓練を行う英比小少年消防クラブ



出動人員報告をする団体の代表



一斉放水を行う消防団員

赤十字奉仕団員の救護訓練、幼稚園児の「火の用心」行進、消防クラブの消火訓練、消防団の一斉放水なども実演され式を盛り上げました。

また、次の皆さんが優良消防団員として表彰されました。(敬称略)

愛知県消防協会会長表彰 善行章 新美貴弘(第一分団分団長) 新美善弘(第二分団同) 鬼頭伸彰(第三分団同) 皆川光治(第四分団同) 片山健児(第五分団同) 知多地域消防連絡協議会長表彰 功芳章 皆川貴宏(第三分団班長) 山口高志(第四分団同) 精績章 舟橋洋雅(第一分団部長) 渡邊哲大(第二分団副分団長) 石原雅文(第三分団同) 竹内友寿(第四分団同) 知多郡消防団連合会長表彰 精勤章 森暢彦(第一分団同) 上田公彦(第二分団同) 善行章 鈴木孝佳(第一分団同) 竹内稔人(第三分団同) 竹内聡(第四分団班長) 新美浩二(第五分団副分団長) 竹内裕貴(第五分団班長)

オアシススケッチ

喜びと責任を 感じています



式典で新成人の決意を述べる竹内さん

一月九日、町勤労福祉センターで成人式が開かれました。



仲間と記念写真を撮る新成人

祝成人

新春恒例たこ揚げ 華やかに空を舞う

式典終了後の「新成人の集い」では、成人式実行委員会が企画したパーティーやゲームなどが行われ、中学校の恩師や仲間との久しぶりの再会に、記念写真を撮ったり、近況報告をするなどして楽しいひとときを過ごしました。

今年、阿久比町で成人を迎えたのは二百九十五人。この日の式典には華やかな振り袖やスーツ姿で二百四十七人の新成人が出席しました。新成人を代表して竹内拓也さんが「新成人としての喜びと責任を感じています。幾度の選択で成人として自覚のある判断をしていきたい」と力強く決意を述べ、大人への第一歩を踏み出しました。

一月八日、第二十回阿久比町風あげ大会が町内の小学校区ごとに四会場で行われ、手作りのたこが数多く、大空に舞いました。大だこ揚げに挑戦した地区では、たこが空高く揚がった瞬間に「やったー」という歓声と拍手が一齐に起こり、参加者はしばらくの間、空に舞う「たこ」に見とれていました。大だこは二月十一日から十九日まで中央公民館南館で展示をします。力作をご覧ください。



草木学区



東部学区

各会場でのたこ揚げ



南部学区



英比学区

公表 阿久比町人事行政の 運営等の状況

阿久比町人事行政の運営における公正性、透明性を高めることを目的として、「阿久比町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成16年度の状況をお知らせします。

これまでお知らせした職員の給与や職員数だけでなく、職員の勤務条件や服務の状況などを加えて、毎年公表します。

問い合わせ先
総務課人事秘書係 (☎48)1111 (内237)



役場庁舎

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免の状況

採用者数	5人	退職者数	9人
------	----	------	----

採用者数は、競争試験と選考により採用した職員数。
退職者数は、定年、勸奨、死亡、自己都合などにより退職した職員数。

(2) 職員数(平成16年4月1日現在)

職員数	196人
-----	------

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成16年度普通会計決算)

住民基本台帳 17.3.31現在	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
24,572人	6,230,528千円	441,207千円	1,425,957千円	22.9%

人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況(平成16年度普通会計予算)

職員数(A)	給与			計(B)	一人当たりの 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当		
177人	622,891千円	149,139千円	272,930千円	1,044,960千円	5,904千円

給与費は、平成16年度当初予算の計上額で職員手当には退職手当は含まない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額と平均年齢の状況 (平成16年4月1日現在)

	平均給料額	平均給与額	平均年齢
一般行政職	308,395円	395,168円	41.1歳

(4) ラスパイレス指数の状況

平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
89.6	91.5	92.8	93.5	93.1

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

(5) 職員の初任給の状況 (平成16年4月1日現在)

一般行政職	初任給	採用2年経過日給料額
大学卒	170,700円	184,400円
高校卒	143,300円	154,300円

人事行政

(6) 級別職員数の状況(平成16年4月1日現在)

	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長	課長補佐 係長	係長 主任	主事 技師	主事補 技師補	主事補 技師補	
職員数	6人	7人	11人	62人	30人	43人	20人	6人	185人
構成比	3.2%	3.8%	6.0%	33.6%	16.2%	23.2%	10.8%	3.2%	100.0%

(7) 職員手当の状況(平成16年4月1日現在)

期末・勤勉手当		期 末	勤 勉
	6月期	1.40月分	0.70月分
	12月期	1.60月分	0.70月分
	計	3.00月分	1.40月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり			

扶養手当	配偶者 13,500円
	配偶者以外 2人目まで1人につき6,000円(扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目は6,500円、配偶者のない場合の1人目は11,000円) 3人目以降1人につき5,000円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	

退職手当		自己都合 (支給率)	定年・勤奨 (支給率)
	勤続20年	21.00月分	27.30月分
	勤続25年	33.75月分	42.12月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)支給率は、平成17年3月1日現在。		
1人当たり 平均支給額	1,286千円	21,958千円	

住居手当	持家 2,500円(新築・購入から5年間) 借家(借間) 12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円
------	---

調整手当	支給率	9%
	1人当たり平均支給年額	331,443円

通勤手当	交通用具(自動車等)利用者 通勤距離により2,000円~24,500円 交通機関利用者 支給単位期間の定期券相当額(1カ月換算で最高55,000円)
------	---

特殊勤務手当	職員全体に占める 手当支給職員の割合	24.86%
	1人当たり 平均支給年額	69,052円
	手 当 の 種 類	7種類
	手 当 の 名 称	徴収手当、防疫作業 手当、清掃手当、保 育手当、教育手当、 不快手当、滞納徴収 業務手当

(8) 特別職の報酬等の状況(平成16年4月1日現在)

区 分	報酬等の月額	期末手当
町 長	812,000円	6月期 1.60月分
助 役	643,000円	
収 入 役	593,000円	
議 長	346,000円	12月期 1.70月分
副 議 長	266,000円	計 3.30月分
委 員 長	247,000円	
議 員	237,000円	

時間外勤務手当	支給総額	38,564千円
	支給対象職員1人当たり 平均支給年額	248,800円

人事行政

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(変則勤務職場などを除く一般的な職場におけるもの)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
8時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 15:00~15:15

(2) 主な休暇の種類

区分	付与日数
年次休暇	1年につき20日
出産	出産予定日前6週目に当たる日(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目に当たる日)から出産日後8週間を経過する日まで
妻の出産補助	2日以内の期間
育児時間	1日につき2回各30分以内の時間
子の看護	1年につき5日以内の期間
忌引	親族の区分により1日から7日
父母の祭日	1日
結婚	5日以内の期間
選挙権等行使	必要と認められる期間
証人等出頭	必要と認められる期間
骨髄移植	必要と認められる期間
ボランティア	1年につき5日以内
住居滅失等	7日以内の期間
交通遮断	必要と認められる期間
夏季休暇	1年につき3日

(3) 育児休業等取得者数(平成16年度中に新たに育児休業または部分休業を取得した職員数)

区分	男性	女性	計
育児休業取得者	0人	3人	3人
部分休業取得者	0人	0人	0人
計	0人	3人	3人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

区分	受講者数	研修名等
階層研修	27人	新規採用職員前期・後期研修、一般職員前期・中期・後期研修、新任・現任係長研修、新任・現任課長補佐研修、新任課長研修
専門・特別研修	11人	地方自治法講座、地方公務員法講座、民法講座、地方税法講座、会計学講座、広報講座、JST基本コース指導者養成研修、研修企画担当者研修
派遣研修	4人	自治大学校、市町村中央研修所

(2) 勤務成績の評定の状況

評定の回数	年1回
評定の期間	平成16年1月1日~平成16年12月31日
評定の時期	平成17年1月
評定の対象人数	185人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

ア 休職の状況

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	3人
----------------------	----

イ 職員の意に反する降任・免職の状況

0人

(2) 職員の懲戒処分の状況

0人

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する研修などの実施状況
地方公務員法に定められた町職員としての義務を周知徹底するため、随時、部課長会議や通知文書により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業などへの従事許可の状況

報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合の許可	8件
-------------------------	----

7 職員の福祉及び利益の保護

(1) 職員の福祉の状況

ア 職員健康診断受診者数

人間ドック	124人	健康診断	71人
-------	------	------	-----

イ 公務災害認定件数

0件

(2) 利益の保護の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	件数
前年度からの繰越件数 (A)	0件
当年度中の新規要求件数 (B)	0件
当年度中取扱い件数 (C = A + B)	0件
当年度中終了件数 (D)	0件
次年度への繰越件数 (E = C - D)	0件

イ 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	件数
前年度からの繰越件数 (A)	0件
当年度中の新規要求件数 (B)	0件
当年度中取扱件数 (C = A + B)	0件
当年度中終了件数 (D)	0件
次年度への繰越件数 (E = C - D)	0件

めざせ!ハッピーライフ あぐい21

健康日本21あぐい計画

問い合わせ先 環境衛生課保健係
☎(48)1111(内311・312)

『栄養編』

「めざせ!ハッピーライフあぐい21」は、皆さんが健康で生きがいを持ちながら生活できるように策定した、町の健康づくり計画です。今回は、その中の「栄養」について紹介します。

私たちは、食物を口から取り入れ、その栄養成分を活用することによって生命を維持しています。

栄養素の過不足は、私たちの体にさまざまな不調をきたします。特に、がん・心臓病・脳卒中などの生活習慣病と深いかわりがあります。

若いころから栄養に関する正しい知識を身につけ、適正な量をバランスよく取ることが大切です。



みんなで目指す目標

楽しく、バランスのよい食生活を実践する

はじめての一步の取り組み



(20歳~39歳)

・ 一日三食きちんと食べます。
・ 毎日一回以上、両手いっぱい野菜を食べます。



(40歳~64歳)

・ 自分にとってちょうどよい食事量を知ります。
・ 外食をする時や食品を買う時は、栄養成分表示を参考にします。



(65歳以上)

・ しっかり噛んで、十五分以上時間をかけてゆっくり食べます。
・ 健康づくり料理教室など、地域活動に参画します。

ステップアップの取り組み

・ 家族の団らんや人との交流を大切にするため、一週間に一回は、二人以上で食べます。
・ 週に一回以上、体重を測ります。
・ 週に一日以上、間食を取らない日をつくります。

みんなで達成しよう

	現 状 値	10年後の目標
青年期の朝食を欠食する人の割合	14.8%	10.0%
自分の適性体重を維持することのできる食事量を理解している人の割合	49.0%	60.0%
栄養成分表示を参考にする人の割合	30.9%	40.0%

現状値は「健康日本21あぐい計画アンケート」による。

1日
350グラムの
野菜を
食べましょう!!



一日に緑黄色野菜を両手に一杯、淡色野菜を両手に二杯という比率で食べるのが最適です。(野菜を生のまま刻んだ状態の分量です。)
緑黄色野菜(ほうれん草、ニンジン、トマト、ピーマンなど)
淡色野菜(白菜、キュウリ、ネギ、ナス、キャベツなど)



川上昭吾教授

今回は、プロジェクトの組織を中心に説明します。

六 組織
このプロジェクトの顧問を、川上昭吾愛知教育大学教授にお願いしました。

川上教授は、理科教育が専門で日本理科教育学会の会長を務めています。大学にいながらも、学校の「授業」から離れない研究を進めることを身上とし、全国各地の学校で実際に理科の授業を行って研究を進めて

シリーズ 一貫教育 プロジェクト 幼・保・小・中

阿久比町でも、昨年の十二月一日に南部小学校の五年生を対象に理科の授業を行いました。子どもたちを引きつける教材・教具を用意し、問題意識をもたせながらの授業展開に児童は集中していました。

日本だけでなく、世界の教育にも通じていますので、適切な指導をいただけます。

プロジェクトの中に幼児教育部会、生活習慣・学習習慣・食育研究部会、教科研究部会、道徳・健康教育研究部会、総合的な学習研究部会の五つの研究部会を設置し、一月十五日の広報に掲載した研究内容について分担して研究を進めていきます。

顧問、会長、副会長、各研究部の部長と副部長、事務局が推進委員となります。

各研究部には、十人から十九人の研究部員が所属し、総勢で百五人のメンバーで構成されています。

研究部員は、幼稚園・保育園の園長、主任保育士、教諭、父母の会の

代表、小中学校の教諭、養護教諭、PTAの代表、町保健師、産業課・社会教育課の職員で構成されています。

事務局は、学校教育課職員が務めます。

プロジェクトの組織図は次のようになります。

阿久比町幼・保・小・中一貫教育プロジェクト組織図

顧問	川上昭吾愛知教育大学教授・阿久比町教育長
プロジェクト推進委員会	
会長	阿久比中学校長
副会長	教育次長・民生部長
推進委員	各研究部部長(5人)・副部長(13人)・事務局(2人)



小学校での授業

幼児教育研究部会		生活習慣・学習習慣・食育研究部会		教科研究部会		道徳・健康教育研究部会		総合的な学習研究部会	
部長	東部保育園長	部長	南部小学校長	部長	英比小学校長	部長	草木小学校長	部長	東部小学校長
副部長	3人	副部長	3人	副部長	3人	副部長	2人	副部長	2人
研究部員	19人	研究部員	15人	研究部員	18人	研究部員	18人	研究部員	10人
合計	23人	合計	19人	合計	22人	合計	21人	合計	13人

今まで同じ幼児を育てながら、そのねらいが違つたということから、なかなか連携をとることができなかった幼稚園と保育園、育てた子どもを送り出しながら、指導者同士の連携がとれなかつた幼稚園・保育園と小学校、中学校の教諭、保育士が同じ土俵に上がることができました。子どもたちの望ましい成長に必要なものは何かをテーマに議論することができるようになり、まずは一歩前進できたと考えています。

さらに、保護者の代表にも加わってもらいましたので、家庭教育の在り方についても検討していくことができます。

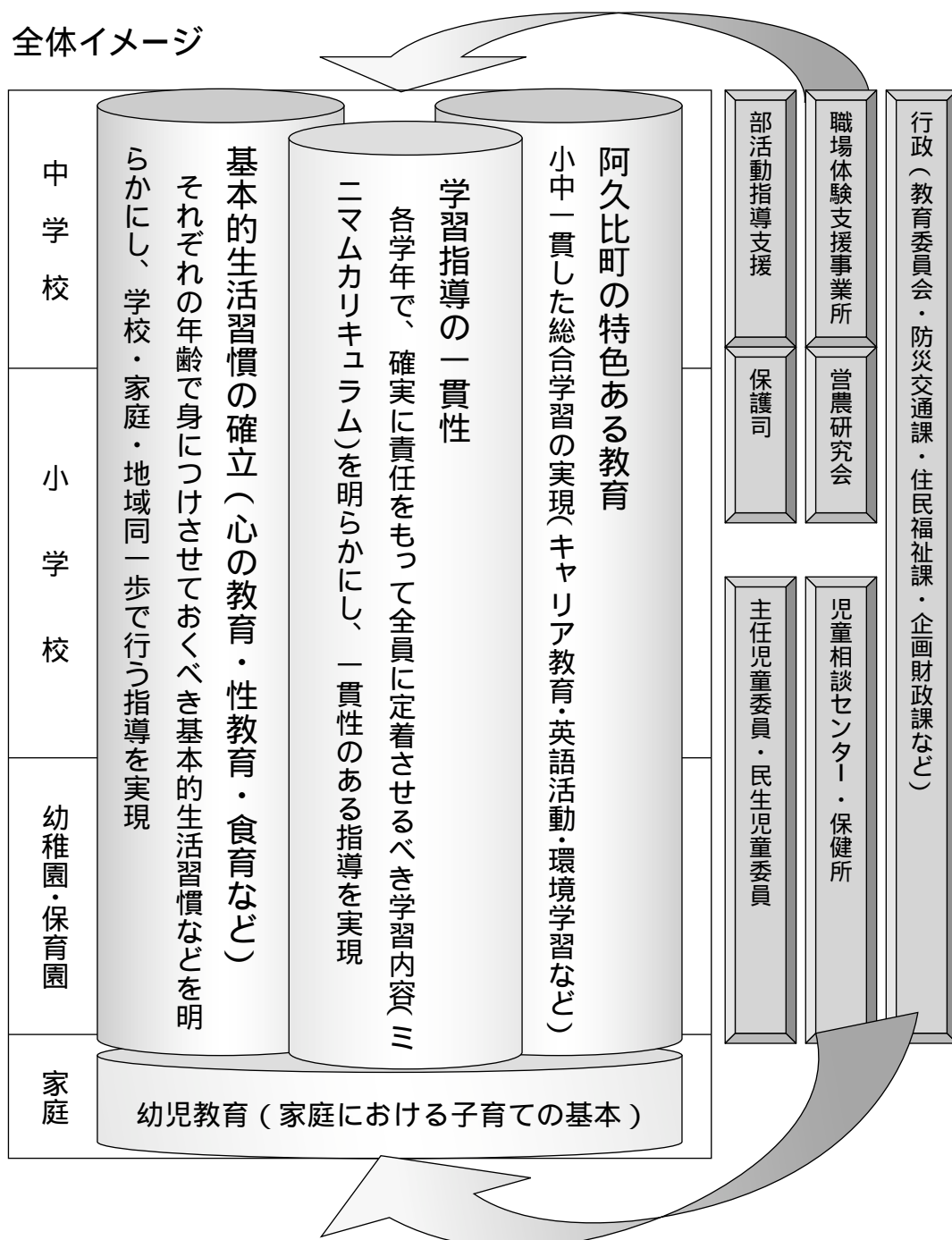
「家庭と学校・保育園・幼稚園が共通理解を図らなくては子どもはよい方へは育ちません」という言葉をよく聞きます。実際に問題が起こったときには、教諭と保護者は話し合いを行つていきます。しかし、その内容は目先の子どもの姿だけについての話し合いがほとんどで、十五歳の子どもたちの姿を見据えての話し合いはなかなかなされていないのが現状です。

このプロジェクトで、時間をかけて保護者と教諭が話し合つのは大変有意義なことです。

七 プロジェクトの全体像

プロジェクトでは、子育てについて三つの柱を中心に話し合い、その望ましい指導の在り方について明らかにしていきます。

全体イメージ



公民館
だより

阿久比の村絵図展示

がんばりました



「見えてくること」
「思うこと」
「語り合うこと」

子ども英語教室ABC
Agui Buds Club

平成17年9月25日(日)~12月18日(日) 全10回

阿久比町誌資料編1にある天保12年(1841年)の阿久比16カ村の村絵図を毎回3村ずつ解説付きで紹介しています。(第1回は横松村・萩村・大古根村を紹介しました。)

子ども英語教室ABCはその名のとおりBuds(つぼみ)のころから英語に親んでもらおうと約10年前から始まった公民館のいきがい教室です。

「温故知新」という言葉があります。村絵図から現在の阿久比町についてあれこれ考えてみるのもいいですね。

小学2年生から5年生までの子どもたちがカードなどを使った遊びや歌を通して楽しみながら生きた英語に親しみました。

今後順次展示を行います。次回は宮津村、植村、矢口・高岡村の予定です。

この講座で少しでも英語が好きになってくれたらうれしいです。

阿久比の菊
全国に披露

アスベスト除去工事
を実施します

千葉県千葉市で昨年11月に開催された第41回社団法人全日本菊花連盟全国大会に、阿久比町菊花連合会から25人が117点を出品しました。

大会では、全国から1,012人の菊愛好者が丹精込めて作った3,334点(12部門50種類)が出品され、美しさと優雅さを競いました。

阿久比町から次の皆さんが各賞を受賞しました。(敬称略)

古花厚走(白)の部 優等 大村 一夫、新美 泰正
古花太管(色物)の部 入選

競技花厚物の部 入選 竹内幸太郎、大村 一夫
金銅 国親、新美 實

スプレー菊の部 竹内 則夫、福本 悟
竹内 豊子

2月6日(月)から25日(土)まで中央公民館本館(1階と2階の機械室)でアスベスト除去工事を行います。

2階の全部屋を使用禁止とし、全館暖房使用ができなくなります。ご迷惑をおかけしますが、理解と協力をお願いします。

シリーズ

阿久比を歩く ㊤



以前に発掘が行われた畑



発掘調査で出土した矢じりや土器



(中央公民館本館展示) 縄文遺跡のある神明社境内

あわよくばノウマンゾウの牙の化石でも見つけ考古学の定説を打ち破るような大発見をと、ひそかな夢を抱きつつ周辺を歩いた。

自転車で乗っている男性に出会う。「この辺りに縄文遺跡があることをご存知ですか」と尋ねると「詳しいことは知らないけど、ずいぶん前にあの畑の辺を発掘してたかなあ」と民家の裏側の畑を指さして教えてくれた。うれしいことに、男性の自転

横松遺跡を訪れた。昭和六十年から数回にわたる調査で縄文土器や矢じりが見つかり、現在のところ町内唯一の縄文遺跡である。

町誌の資料で場所を確認し、遺跡は横松の神明社東側一帯に存在することが分かったので、まずは神明社に向かった。

新しい年となつて二週間が過ぎる。神社境内の拜殿正面には、しめ縄が飾られ、正月の名残りはあるが、人影はなくひっそりとしていた。目印となる看板もなく、現地は遺跡という感じは全くない。

畑で白色に風化した貝を見つける。もしかして縄文人が食べた貝ではないかと思ひ、手に取って眺めていると「それは、食べた貝を肥料にするために何年か前にそこに捨てたものだよ」と縁側で日なたぼっこをしている夫婦に言われた。やはり大発見は、専門家によるち密な調査に委ねることにする。

「史跡を巡る」の連載は今回で終了します。次回からは「阿久比の村絵図を歩く」を連載します。

畑の方に行ってみることにする。畑には民家の敷地を通らなければ行けないので、住人の方(気さくな夫婦)に許しを得て中へ入れてもらう。「何か掘ってみたいんだけど、あまり珍しいものは出てこなかったみたいだよ」と夫婦は笑いながら話してくれた。

車のかこの中には私が作った広報あぐいが入っているではないか。配つてくれている途中だと分かり「実はこの広報、僕が作りました。これからも読んでください」と宣伝をして男性と別れる。

あぐいぶらり旅

史跡を巡る(横松遺跡)



電子申請・届出システム

利用できる手続きを追加

1月24日から電子申請・届出システムの利用可能な手続きが下表のとおり追加されました。
住民票や戸籍の写しの交付請求、所得証明書の交付請求、児童手当認定請求などの41の手続き（内容詳細は平成17年1月1日号の「広報あぐい」または町ホームページで確認してください。）がインターネットで行えます。

電子申請・届出システムの アドレス

<https://www.shinsei.e-aichi.jp/home/index.html>

上記アドレスを入力すると右図の画面が表れますので、利用案内に従って申請・届け出を行ってください。



インターネットで24時間365日 電子申請・届け出ができます

システムの利用に必要なものは、Windows対応のパソコン（OSのバージョンはXPまたは2000、Me、NT 4.0、Windows Sever 2003）とインターネット接続環境

電子署名（書面での申請で署名や押印に相当する行為）が必要な手続きは、事前に電子証明書を取得する必要があります。

役場住民福祉課で住民基本台帳カードを取得して公的個人認証サービスによる電子証明書を取得してください。電子署名手続きを行うには、対応ICカード読み取り装置が必要です。

下表の署名有無欄の法人欄に が付いている手続きで、法人が申請を行う場合は商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書が必要です。詳しくは名古屋法務局の法人登記部門まで問い合わせください。

手数料が必要な申請・届出については、郵便小為替の郵送による納付または役場窓口での納付となります。

証明書などの交付物は、プリントアウト（印刷）できません。郵送または役場窓口の交付となります。

問い合わせ先

- ・電子申請・届出システムに関すること
企画財政課 ☎(48)1111 (内 303)
- ・申請、手続きの内容に関すること
下表に記載の各担当課
- ・公的個人認証サービスに関すること
住民福祉課 ☎(48)1111 (内 224)
- ・商業登記に基づく電子認証制度に関すること
名古屋法務局法人登記部門 ☎052(952)8111

1 新たに利用可能となった手続き

No	申請書	署名の有無	
		個人	法人
1	特定建設作業の実施の届出		
2	特別徴収義務者所在地・名称等変更の届出		
3	名寄帳（土地・家屋）の写しの交付の請求		
4	建物取り壊しの届出		
5	事業証明書の交付の請求		
6	物件（土地・家屋）証明書の交付の請求		
7	物件証明書（車庫証明用）の交付の請求		
8	水道使用開始の届出		
9	下水道使用開始の届出		
10	水道使用中止の届出		
11	下水道使用中止の届出		
12	水道使用者変更の届出		
13	下水道使用者変更の届出		

2 申請対象が拡大された手続き

No	申請書	署名の有無	
		個人	法人
1	固定資産（土地・家屋）評価証明書の交付の請求		
2	固定資産（土地・家屋）公課証明書の交付の請求		
3	納税証明の交付の請求（車検用）		
4	納税証明の交付の請求（車検用以外）		
5	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出		

署名の有無欄に の記載があるものは、個人：公的個人認証サービス、法人：法務省 商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書が必要な手続きです。

戸籍の窓口から

第二回 住民票の疑問

住民票の写しには何が記載されていますか

住民票の写しには住所、氏名、生年月日、性別、阿久比町民になった日、前の住所などが記載されています。希望すれば世帯主や続柄、本籍地、筆頭者を表示することもできます。ただしこの四つの項目に限り、本人が同居している親族の方以外からの請求には委任状が必要です。町内で住所変更している方は、その履歴を表示することが可能です。住民票の写しは住所と家族関係の証明ですので、一枚に同じ世帯の家族全員を表示することができます。必要な方一人だけ、または数人を選んで一枚に表示することもできますので窓口で相談してください。

住民票の写しは

どこで取得できますか

役場の住民福祉課窓口です。一通二百円です。土曜・日曜日、祝日など役場の閉庁時間は取得できません。

本人が同居している家族なら、阿久比町以外の役所でも住民票の写しを取得できます。本籍の表示はできませんので気を付けてください。

このほか郵便で取り寄せる方法もあります。代理を頼めない場合などに利用してください。詳しくは戸籍住民係に尋ねてください。

住民票の写しに

有効期限はありますか

内容に変更がない限り、住民票の写しに有効期限はありません。

戸籍、印鑑証明に同じように提出先によっては、「三カ月以内のもの」など期限を設けていることがあります。注意してください。

世帯主とは何ですか

世帯主とは一つの住民票に記載されている世帯の代表者です。一般的には主に生計を立てている人で、社会通念上妥当と認められる人ということになっています。

一つの家に二つの家族が暮らす場合は世帯を二つにして、それぞれの世帯に世帯主を設けることができます。世帯番号もそれぞれにつきます。二つの世帯を一つにすることも可能です。

問い合わせ先 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111 (内225・224)

人権擁護委員に大村肇子さん

一月一日付けで、大村肇子さんが法務省から人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵されることがないよう、全国の市町村に配置され、いつでも皆さんからの意見や相談を受け付けます。

連絡先

阿久比町大字福住字松本五八 ☎(48)0566

検察審査員に選ばれたら 協力をしてください

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を起訴してくれないといった不満を持っている方は、検察審査会に相談してください。

検察審査会は、国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員によって構成され、皆さんの代表として、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと(不起訴といいます。)の当否について審査します。

相談や申し立てについての費用は無料で、秘密は固く守られます。

あなたも検察審査員に選ばれるかもしれません。その時には、国民の代表としてこの仕事に協力をお願いします。

問い合わせ先
半田検察審査会事務局
☎(21)0259 (内120)

臨時休館のお知らせ

東部知多温水プールを次のとおり臨時休館します。

臨時休館日
2月13日(月)~2月20日(月)

休館理由
東部知多クリーンセンター整備期間のため
問い合わせ先
東部知多クリーンセンター
☎0562(44)0271

お知らせ

臨時(パート)職員を募集

勤務場所 東部・英比・南部各小学校、阿久比中学校

勤務内容 学校用務員

募集人員 四人(各学校一人)

勤務期間

四月一日～九月三十日

勤務時間 月曜日～金曜日

(一日七・五時間程度)

賃金 八百円(時間給)

応募資格

年齢六十三歳(平成十八年四月一日現在)までの健康な方

試験 面接試験(後日連絡)

提出書類

履歴書(市販のもの・写真添付)

申込期限 二月二十八日(火)

申し込み・問い合わせ先

学校教育課庶務係

☎(48)1111(内205)

臨時(パート)職員を募集

勤務場所 中央公民館

勤務内容 公民館受付事務、管理、講座補助など

募集人員 三人

勤務期間

四月一日～九月三十日

勤務時間

月曜日～金曜日 午後五時～午後九時四十五分

九時四十五分

土曜日、日曜日、祝日 午前八時半～午後五時十五分 午後五時～午後九時四十五分

ローテーション勤務(月十二日程度)

賃金 七百二十円(時間給)

応募資格

年齢六十三歳(平成十八年四月一日現在)までの健康な方

試験 面接試験(後日連絡)

提出書類

履歴書(市販のもの・写真添付)

申込期限 二月二十八日(火)

申し込み・問い合わせ先

社会教育課公民館係

☎(48)1111(内260)

臨時(パート)職員を募集

勤務場所 学校給食センター

勤務内容

各小中学校給食配送業務など

募集人員 一人

勤務期間 四月一日～

勤務時間 学校休業日以外 午前十時～午後三時(一日四時間程度)

賃金 千五百円(時間給)

応募資格

阿久比町在住で、年齢六十三歳平成十八年四月一日現在)までの健康

で三トーン車を運転できる方

試験 面接試験(後日連絡)

提出書類

履歴書(市販のもの・写真添付)

健康診断書(後日提出可)

臨時(パート)職員を募集

勤務場所 ふれあいの森

勤務内容 施設の維持・管理

募集人員 三人

勤務期間

四月一日～九月三十日

勤務時間 週五日(一日五時間程度)

町の規定と勤務ローテーションによる

賃金 七百三十円(時間給)

応募資格

年齢六十三歳(平成十八年四月一日現在)までの健康な方

試験 面接試験(後日連絡)

提出書類

履歴書(市販のもの・写真添付)

申込期限 二月二十八日(火)

申し込み・問い合わせ先

社会教育課

☎(48)1111(内254)

家庭児童相談員を募集

勤務場所 住民福祉課

勤務内容

児童虐待、子育て相談など、子どもに関する相談対応業務

募集人員 一人

勤務期間 平成十八年四月一日～平成十九年三月三十一日

平成十九年三月三十一日

自衛官を募集

自衛官を次のとおり募集します。

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
2等陸海空士	採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子	～平成18年2月4日(予定)	平成18年2月5日(予定)
予備自衛官補(第1回)	平成18年7月1日現在、18歳以上34歳未満の方	～平成18年4月7日(予定)	平成18年4月15日～17日までのいずれか1日を指定されます。(予定)
	平成18年7月1日現在、18歳以上で、保有する技能に応じ53歳～55歳未満の方		

問い合わせ先 自衛隊半田募集事務所 ☎(21)0004

http://www.aichi.plo.jda.go.jp

土壌汚染防止条例が 施行されます

土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、町民生活の安全確保と生活環境を保全することを目的に「阿久比町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」(通称 土壌汚染防止条例)が四月一日から施行されます。

施行にあたり、次のとおり土壌汚染防止条例の説明会を開催します。

- 日時
- 第一回 二月十七日(金)
午後七時～午後九時
 - 第二回 二月二十四日(金)
午後七時～午後九時
- 場所 オアシスセンター(保健センター) 二階
- 対象者 土地所有者、事業者など
問い合わせ先 環境衛生課
☎(48)1111(内317)

野焼きは禁止されています

「野焼き」については、農業などを営む上でやむを得ない焼却や慣習・宗教上行事の焼却など一部の例外を除き、平成十三年四月一日から禁止になっています。違反者に対しては罰則も規定されています。

再資源化できるものは燃やさずに資源としてリサイクルに努めましょう。リサイクルできないものは廃棄物として、行政が回収できるごみについては、指定日に指定場所へ出し、回収できないごみ・事業者から出たごみについては、処理業者で処分をするなど適正に処理してください。

問い合わせ先 環境衛生課
☎(48)1111(内317)

都市計画の原案に関する 説明会と閲覧を行います

都市計画決定権者である愛知県と阿久比町が都市計画の案の作成段階で、住民の意見を反映させるため、(都市計画法第十六条第一項)衣浦西部都市計画用途地域の変更(県決定)と地区計画の決定(町決定)についての説明会を開催します。

説明会の開催にあたり、住民と利害関係人に対して、都市計画の原案を事前に周知するため一般の閲覧を行います。

- 《原案の閲覧》
- 期間 二月一日(水)～十四日(火) 午前八時半～午後五時(土曜・日曜日、祝日を除く)
- 場所 阿久比町役場建設部建設課(用途地域の変更については、愛知県庁五階都市計画課でも閲覧)
- 《説明会》
- 日時 二月十五日(水) 午後七時～午後九時

場所 宮津団地老人憩の家

☎(48)1699
問い合わせ先 建設課

☎(48)1111(内288)
用途地域の変更(県決定)は、愛知県都市計画課☎052-9546518でも可

小廻間地区計画原案の 縦覧を行います

小廻間地区計画(町決定)の原案の縦覧を行います。原案について区域内の土地所有者など利害関係のある方は、縦覧期間満了の日までに町に意見書を提出できます。

- 《原案の縦覧》
- 期間 二月十六日(木)～三月二日(木) 午前八時半～午後五時(土曜・日曜日、祝日を除く)
- 場所 阿久比町役場建設部建設課
- 問い合わせ先 建設課
☎(48)1111(内288)

普通救命講習を開催します

半田消防署では、AEDの取り扱いを含んだ救命講習を開催します。三月の開催日は次のとおりです。

- 日時・場所・定員
- 三月十一日(土) 午後一時半～午後四時半 半田消防署成岩出張所 (定員二十人)
 - 三月十八日(土) 午後一時半～午後四時半 半田消防署定員三十人

問い合わせ先

成岩出張所 ☎(24)0119
半田消防署 ☎(21)1492

受講希望の方は、電話で予約をしてください。定員になり次第、締め切ります。

ホームページアドレス

<http://www.cac.net.ne.jp/chiac>
<http://syoubousyo/framepage1.htm>

義援金ありがとうございました

平成十七年度NHK海外たすけあい義援金に協力ありがとうございました。集まりました義援金は、日本赤十字社愛知県支部へ送金しました。

設置場所	金額(円)
役場	713
中央公民館本館	142
社会福祉協議会	1,001
保健センター	1,934
町立図書館	257
エスプランス丸山	1,511
ふれあいの森	364
スポーツ村	232
合計	6,154

問い合わせ先 住民福祉課

☎(48)1111(内301)

寄付ありがとうございました

平成十七年度草木厄歳会 様
草木小学校へ運動会などで使用する大玉一組、キャタピラ二組、授業で使用する一輪車二台をご寄付いただきました。

健康づくり

スポーツ村トレーニング室で体を鍛えませんか

問い合わせ先 阿久比スポーツ村 ☎(49)2500

利用方法



一回目の方は講習会を受けてね。

講習会

毎週日曜日
午前10時～正午

事前に電話で予約をしてください。(定員15人)

登録証発行



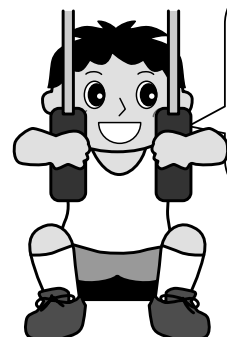
次回からがんばってトレーニングするぞ!!



二回目からは登録証を持ってスポーツ村にきてね。

クラブハウス受付で手続き

トレーニング



これで運動不足も解消だ

使用時間 午前9時～午後5時
(12月28日～1月4日以外は年中無休)
使用料 中学生以上1人1回200円(時間制限なし)
(小学生以下は使用できません。)

阿久比町
マスコットキャラクター



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。
ホテル飛びかう、豊かな自然を守ります。
歴史と伝統を守り、教養を高めます。
スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
ボランティア活動に、すすんで参加します。

人口と世帯



世帯数	7,981 (3)	12月中の異動
人口	24,817人(6)	出生 14 転入 59
男	12,300人(1)	死亡 14 転出 65
女	12,517人(5)	

()は前月との増減数 平成18年1月1日現在